

平成 28 年度第 1 回子ども・子育て会議 資料

1. 富良野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
 建築基準法施行令の一部改正（平成 28 年 6 月 1 日施行）による引用条文の改正
 建築基準法施行令第 123 条第 3 項中（改正前）第 2 号 第 3 号、第 9 号
 （改正後）第 3 号、第 4 号、第 10 号

2. 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令により、保育所、幼稚園及び認定子ども園の利用者負担額（保育料等）の基準が改正され、関連する条例の一部を改正

【改正内容】 年収約 360 万円未満相当世帯で

- ①ひとり親世帯等の保育料等の負担軽減措置
 - ②多子世帯の保育料等の負担軽減措置
- } の拡充

区分	市町村民税所得割課税額	改正前（平成 27 年度まで）	改正後（平成 28 年度から）
2 号 ・ 子 3 号 ど 認 定 も	77, 101 円未満で、 ひとり親等の世帯	就学前であって保育所や幼稚園等 を同時に利用する最年長の子ども から順に 第 2 子……半額 第 3 子以降…無料	第 1 子の年齢に関わらず 第 1 子……半額 第 2 子以降…無料
	57, 700 円未満の世帯		第 1 子の年齢に関わらず 第 2 子……半額 第 3 子以降…無料
	上記以外の世帯		改正前と同じ
1 号 認 定 子 ど も	77, 100 円以下で ひとり親等の世帯	小学校 3 年生以下の範囲におい て、最年長の子どもから順に、 第 2 子……半額 第 3 子以降…無料	第 1 子の年齢に関わらず 第 1 子……半額 第 2 子以降…無料
	77, 100 円以下の世帯		第 1 子の年齢に関わらず 第 2 子……半額 第 3 子以降…無料
	上記以外の世帯		改正前と同じ

※ひとり親等世帯とは、ひとり親又は障がい者手帳等をもつ親族が同居している世帯のこと。

※1号認定子ども : 教育認定子ども（幼稚園、認定こども園）

2号・3号認定子ども : 保育認定子ども（保育所等）

3. 富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について

上記 2. と同じ。へき地保育所の保育料の負担軽減措置は、2・3号認定子どもの軽減を適用

一部改正部分は、条例網掛けの部分です。